

平成26年 7月28日

新城市議会議員 浅尾 洋平 様

新城市議会議長 夏目 勝吾

平成26年6月5日付けで市議会議長並びに議会運営委員会委員長あてに提出のあった「抗議文」における内容について議会運営委員会委員及び厚生文教委員会委員において事実関係を調査した結果、その事実は認められませんでした。

調査は、議会運営委員会を6月10日、17日、24日、26日の4回にわたり開き、議会運営委員会における協議内容及び発言内容を精査するとともに厚生文教委員会委員に出席依頼しての事実確認、合わせて厚生文教委員会室における事実確認等を行い、貴殿が抗議する内容はなかったことが判明したものです。

また、6月定例会における「一般質問の通告前の確認」については、4月14日の議会運営委員会の協議を踏まえ、平成26年4月14日付けの文書により議会運営委員会委員長名で各議員あてに「内容と重複について各委員会において調整を行うよう」連絡したところです。

真偽を確かめることなく一方的な解釈のもとで「抗議文」をブログに掲載し公に広め、市内外からの新城市議会および議会運営委員会への信頼を失墜させた貴殿の行為は、公人である市議会議員として許されるものではありません。

については、貴殿に対しては嚴重注意のうえ下記の対応をするよう求めます。

記

速やかに、ブログに掲載した「抗議文」なる文書を含む文章に対して適切な対応を求めると同時に、「抗議文」なる文書は事実確認をしなかったことで、新城市議会の信頼を失墜したことに謝罪する旨を記した文書をブログに掲載すること。

なお、ブログなどIT活用を含む公にする文書等については、公人としての立場をわきまえ、事前に事実確認を確実にこなうこと。